

入札参加者の皆様へ

焼津市総務部契約管財課

同一工事入札参加者間等の下請負の制限について

焼津市では、工事（又は業務委託）の請負者は、同一工事（又は業務委託）に係る入札参加者又は随意契約における見積者を下請負人にすることはできません。

やむを得ない事情により、前記の者を下請負人にしなければ、契約の履行ができない状況となった場合は、事前に各発注課又は契約管財課に相談されるようお願いいたします。

< 参 考 >

焼津市建設工事等競争契約入札心得（抜粋）

（下請負契約の制限）

33 請負者は、同一工事又は業務委託に係る入札の参加者を下請負人にすることはできません。

34 入札が不調となり、改めて入札を執行しなおした場合、不調となった入札に参加した者を下請負人にすることはできません。

焼津市建設工事下請負の適正化に関する要綱（抜粋）

（同一工事入札参加者間等の下請負の制限）

第3条 元請負人は、市長が特別の必要があると認めた場合を除き、同一工事に係る入札参加者又は随意契約における見積者（以下「参加者」という。）に対し下請負に付してはならない。

2 前項の場合において、次に掲げる者は、同項の参加者とみなす。

- （1）参加者が事業共同組合である場合における当該組合員
- （2）参加者が事業共同組合の組合員である場合における当該組合
- （3）参加者が建設工事共同企業体である場合における当該建設工事共同企業体の構成員
- （4）参加者が建設工事共同企業体の構成員である場合における当該建設工事共同企業体

3 入札が不調となり、再度の入札に付された工事において、不調となった入札に参加した者を当該工事の下請負に付してはならない。